

当院は厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨 厚生局長に届出を行なっております

1. 基本診療料の施設基準

【夜間・早朝等加算】

平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。負担（1割50円,2割100円,3割150円）

【電子的診療情報連携体制整備加算3】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療DXにかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。

2. 特掲診療料の施設基準

【外来・在宅ベースアップ評価料（1）】

医療現場で働くスタッフの賃上げを実現するため、当クリニックも2026年6月よりベースアップ評価料を始めさせていただきます。これはスタッフの賃上げにすべて充てられます。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況踏まえ、一般名処方（主にジェネリック医薬品の処方）をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さまに適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料1 200点
再診料	76点	外来・在宅ベースアップ評価料（1）
電子的診療情報連携体制整備加算	初診4点,再診2点	初診23点,再診6点
外来・在宅物価対応料	2点	

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名 : 井上 亮

眼科診療経験 : 令和7年から眼科診療開始

【医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術】

3. 選定療養

【白内障患者に対する水晶体再建術に使用する多焦点眼内レンズ支給】

第54号 徴収開始年月日：令和7年4月1日